

## 別紙 16 利用料金及び減免の考え方

### 1. 利用料金の上限額

本公園の公園施設の利用に伴う個人・団体の利用料金は、市が条例で定める使用料を上限として、本市の承認を得て事業者が定める。

利用料金の種別及び上限額は下表のとおり予定している。

なお、下表は消費税 10%を前提としている。

表 専用利用における利用料金の上限額（予定）

分類	施設	区分	利用料金の上限額（円）		
			市内	市外	営利
多目的 体育館	メインアリーナ	全面	3,750	7,520	15,040
		半面	1,870	3,750	7,520
	サブアリーナ	全面	1,710	3,420	6,840
		半面	850	1,710	3,420
	武道場兼多目的運動室	全面	980	1,960	3,930
		半面	490	980	1,960
	二階観覧席	全面	530	1,060	2,120
	医務室	1 室	60	120	240
	応接室		40	80	160
	控室		70	140	280
	大会議室		200	400	810
	小会議室	1/2 室	100	200	400
	キッズルーム	1 室	70	140	280
屋外運 動施設	フットサルコート兼テニスコート（テニス利用）	1 面	360	480	960
	フットサルコート兼テニスコート（フットサル利用）		720	960	1,930
	運動広場		450	900	1,810
	フットサルコート兼テニスコート照明使用料（テニス利用）		250	330	660
	フットサルコート兼テニスコート照明使用料（フットサル利用）		500	660	1,330

備考 上記は1時間あたりの利用料金であり、価格の設定は事業者の提案による。

社会情勢の変化などの事由による条例の改廃等に伴い、利用料金の上限額は見直される場合がある。

表 個人利用における利用料金の上限額（予定）

分類	施設	区分	利用料金の上限額（円）		
			市内	市外	営利
多目的 体育館	メインアリーナ	個人 利用	100	210	—
	サブアリーナ		100	210	—
	武道場兼多目的運動室		100	210	—
	トレーニング室		100	210	—
	ランニング走路		150	210	—
	控室		100	210	—
	大会議室		100	210	—
	小会議室		100	210	—
	キッズルーム		0	0	—
	コインシャワー		100	100	—
屋外運 動施設	運動広場		110	220	—

備考 上記は1時間あたりの利用料金（コインシャワーにおいては、1回あたりの利用料金）であり、価格の設定は事業者の提案による。

社会情勢の変化などの事由による条例の改廃等に伴い、利用料金の上限額は見直される場合がある。

## 2. 市内・市外・営利の区分の考え方

前項の利用料金の区分については、以下の通りとする。

表 2. 市内・市外・営利の区分

市内	市内に居住、通勤、通学する人、又はその団体（営利利用を除く）
市外	上記以外の人、又はその団体（営利利用を除く）
営利	参加者から参加費等の徴収を行う営利目的での利用

### 3. 減免の考え方

利用料金の減免の区分及びその割合については、下表の通りである。

減免の適用内容は、利用者の登録の段階で確定するため、対象となる団体等が糸島市体育施設予約システム（以下、「本システム」という。）を用いて利用申請を行った時点で減免が自動的に適用される。

なお、本システム導入前のように利用許可申請用紙での申請があった場合には、事業者が申請者に代わって予約システムでの利用申請を行うことを予定している。

表 利用料金の減免

区 分	減免割合
1 市が主催する行事に使用するとき。	全 額
2 市が共催する行事に使用するとき。	5割相当額
3 市が後援し、又は賛助する行事に使用するとき。	2割相当額
4 その他本市が特に必要と認めるとき。	相当額
<b>(1)校区等コミュニティの形成及び社会教育活動の支援</b>	
①市が共催する事業のうち社会教育の振興上特に認めるもの。	全 額
②校区及び行政区が主催する行事	全 額
③社会教育関係団体等の市全体を対象とする社会教育事業及び大会 老人クラブ・婦人会・青年団・市子連・校子連	全 額
<b>(2)教育関係</b>	
①市内の小中学校	全 額
②糸島市中学校体育連盟	全 額
③市内の高校	全 額
④市内の幼稚園（保育所は福祉団体で減免）	全 額
⑤市外の義務教育関係及び高校	5割相当額
<b>(3)スポーツの振興</b>	
①糸島市体育協会の事業	全 額
②糸島市体育協会に加盟する団体の大会（年2回を限度とする。）	全 額
③糸島市体育協会に加盟する団体の大会	5割相当額
④糸島市スポーツ少年団等の平日使用	全 額
⑤糸島市スポーツ少年団等の土・日・祝日使用	5割相当額
⑥糸島市スポーツ少年団種目別大会（年1回）	全 額
⑦糸島市長杯・議長杯大会	全 額
<b>(4)福祉団体等の使用</b>	
①児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条及び21条の9に定める団体が使用するとき <i>(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター、放課後児童クラブ)</i>	全 額
②母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6号に定める団体が使用するとき	全 額
③知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)により、都道府県（又は政令市）が発行	全 額

区 分	減免割合
する療育手帳の交付を受けたものの福祉団体及び個人 ④身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)により都道府県 (又は政令市) が発行する身体障害者手帳の交付を受けたものの福祉団体及び個人 ⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)により都道府県 (又は政令市) が発行する精神障害者福祉手帳の交付を受けたものの福祉団体及び個人 ⑥老人福祉法 (昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号) 第 5 条の 3 に定める団体が使用する <small>(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター)</small>	全 額 全 額 全 額
(5)関係公共団体の事業 ①消防署・警察署・海上保安庁の訓練 ②国・県の事業	全 額 全 額
(6)その他 ①災害・事故等で、緊急的に体育施設を使用したとき ②その他本市が特に認めるもの	全 額 相当額

備考 減免の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。  
 なお、本減免の内容は既存運動施設における内容であり、今後見直しの可能性がある。

以 上